入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年４月７日
支出負担行為担当官
海上保安庁次長　花角　英世
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○特総契第1043号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　15、67、29
⑵　購入等件名及び数量
通信回線接続業務
⑶　調達件名の特質等　仕様書による。
⑷　履行期限　平成29年３月31日
⑸　履行場所　海上保安庁ほか194箇所
⑹　入札方法　総価で行う。落札の決定に当たっては、総合評価方式により行うので、入札説明書に記載された総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類を入札書受領期限までに提出すること。
入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、電子調達システムで行う対象調達案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札参加願の提出をもって紙入札方式に変えるものとする。その他詳細については、入札説明書による。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑸　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑹　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑺　競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
3　入札書の提出場所等
⑴　電子調達システムのＵＲＬ
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
問い合わせ先は、電子調達システムヘルプデスク　電話0570―014―889
⑵　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8976 東京都千代田区霞が関２―１―３　海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係　長谷部　敬　電話03―3591―6361　内線2830
⑶　入札説明書の交付方法　入札説明書の交付を希望する者は上記⑵の箇所で直接受領すること。また、郵送により交付を希望する者はＡ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに入札説明書ごとに重量各300ｇに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して⑵の係に申し込むこと。
⑷　電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限　平成28年５月９日17時00分
⑸　電子調達システム及び紙入札による入札書の受領期限　平成28年５月27日17時00分　提出場所は⑵に同じ
⑹　開札の日時及び場所　平成28年６月10日10時30分　場所は海上保安庁入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に求められる事項　この競争に参加を希望する者は、入札説明書において提出を求められている書類を証明書の受領期限までに提出しなければならない。また入札者は、開札の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札及び電子入札を利用する者においては電子認証（ＩＣカード）を不正に使用した入札。
⑸　契約書の作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する、性能、機能等の要件のうち必須とした項目について基準を全て満たしている提案をした入札者の中から、当該入札者の申し込みに係わる性能等の各評価項目の得点の合計を当該入札者入札価格で除して得た数値の最も高いものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者から上記方法をもって落札者を決定することがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideyo Hanazumi, Vice Commandant, Japan Coast Guard.
⑵　Classification of the products to be procured : 15, 67, 29
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Network Access Service.
⑷　Fulfilment period : 31, March, 2017.
⑸　Fulfilment place : Japan Coast Guard and other 194 place.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;
③　have Grade A or B of level of interest in “Service” in Kanto・Koshinetsu area terms of the qualifications for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year, 2016・2017・2018.
④　The person who is not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract.
⑺　Time-limit for tender : 17 : 00, 27, May, 2016.
⑻　Contact point for the notice : Kei Hasebe, 2nd Contract Section, Contract and Accounts Office, Policy And Legal Affairs Division Administration Department, Japan Coast Guard, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8976 Japan. TEL 03―3591―6361 ex. 2830

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年４月７日
独立行政法人造幣局理事　西堤　英行
◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27
○造大第23号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　10
⑵　購入等件名及び数量　鋳型　32個
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成29年４月７日
⑸　納入場所　広島支局
⑹　入札方法　入札者は、下記の㈠及び㈡の合計額を入札書に記載するものとする。㈠消費税が課税となるものについては、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格から消費税相当額を差し引いた金額　㈡消費税が非課税又は不課税となるものについては、見積もった価格